

デイサービスひのき

1. 当事業所は大垣市指定の認知症対応型通所介護事業所です

指定事業所番号：2172101236

2. 利用定員および職員の体制

利用定員 12人

職員の体制

管理者(常勤兼務1名)、生活相談員(常勤兼務1名・非常勤兼務1名)、機能訓練指導員(非常勤専従1名)
介護職員(常勤専従2名・非常勤専従1名・非常勤兼務1名)

3. 運営規定および重要事項(抜粋)

デイサービスひのきは、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、食事提供、機能訓練等のサービスを行うことにより、利用者の心身の機能の回復維持を図る。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

事業所の営業日及び営業時間は、月曜日から土曜日までとする(午前9時00分から午後15時30分)。ただし、12月30日～1月3日は休業日とする。

本人、家族の希望により15時30分から16時30分までの延長利用あり。

通所介護の内容は、1)必要な日常生活上の世話及び機能訓練の実施、2)食事の提供、3)入浴の提供とする。利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

通常の事業実施地域は、大垣市内(墨俣町・上石津町は除く)とする。

次の提供を行った場合は、その費用を徴収する。

- 1)食費は、一日550円とする。
- 2)おむつ代
- 3)理美容料金・写真代など
- 4)その他、日常生活においても通常必要となるもので、利用者負担が適当と判断されるもの。

費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し同意を得る。

通所介護を実施中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずる。

管理者は、別に定める「消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための規程」にもとづき、災害対策防止と利用者の安全確保に努める。

その他運営についての留意事項

1. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. この規定に定める事項以外、運営に関する重要な事項は、西濃医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

苦情処理窓口：電話0584-93-0310(担当者：染矢)